

様式第八号(第十条の四関係)

(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 3月 7日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



申請者

住 所 千葉縣市原市岩崎二丁目21番地18

氏 名 株式会社メイナン

代表取締役 吉田 玲子

電話番号 0436-22-2090

代理人

住 所 千葉県浦安市北栄二丁目5番18号

氏 名 行政書士大原法務事務所 大原 和義

電話番号 047-321-6109



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けた  
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>「別紙1」のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 千葉縣市原市能満字下中貝2053番28 電話番号 0436-74-3033</p> <p>事業場 千葉縣市原市能満字中原太郎2080番76 電話番号 0436-74-3033</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。)を記載すること。)</p>	<p>「別紙2」のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>「別紙3」のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>「別紙4」のとおり</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

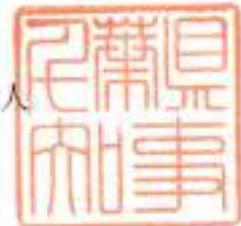
# 産業廃棄物処分業許可証

優  
良

住 所 千葉県市原市岩崎二丁目21番地18  
氏 名 株式会社メイナン  
代表取締役 吉田 玲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成29年3月31日

許可の有効年月日 令和6年3月29日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎、切断、剥離、溶融・固化及び裁断による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(イ) 廃プラスチック類（自動車等破砕物であるものを除く。）、(ロ) 紙くず、

(ハ) 木くず

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 切断による中間処理に係るもの

(イ) 廃プラスチック類、(ロ) 金属くず

（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 剥離による中間処理に係るもの

(イ) 廃プラスチック類、(ロ) 金属くず

（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 溶融・固化による中間処理に係るもの

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ 裁断による中間処理に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

## 3 許可の条件

なし

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年3月30日 新規許可

平成28年12月26日 変更届 (保管施設の変更)

平成29年3月31日 更新許可 (優良認定)

令和5年6月8日 変更届 (廃プラスチック類の破碎施設の更新)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
廃プラスチック類の破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (令和5年4月21日、 第2023-20-1-201号)	廃プラスチック類 4.72 t/日 (0.59 t/時×8時間) (令和5年5月12日)	1	千葉県市原市 能満字中原太郎 2080番76	
木くず等の破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成18年12月22日、 第18-20-1-103号)	木くず 3.8 t/日 (0.475 t/時×8時間) 紙くず 2.23 t/日 (0.279 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
切断施設	金属くず 1.73 t/日 (0.216 t/時×8時間) 廃プラスチック類 1.73 t/日 (0.216 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
剥離施設	金属くず 1.64 t/日 (0.205 t/時×8時間) 廃プラスチック類 1.64 t/日 (0.205 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
溶融・固化施設	廃プラスチック類 2.16 t/日 (0.27 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
裁断施設	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 10.9 t/日 (1.36 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
処理 前物 の 保管 施設	廃プラスチック類の 保管施設 ※コンテナによる保管	64 m <sup>3</sup> 24 m <sup>3</sup>		1
	紙くずの 保管施設 ※コンテナによる保管	9 m <sup>3</sup> 8 m <sup>3</sup>		1
	木くずの 保管施設	43 m <sup>3</sup> 32 m <sup>3</sup>		1
	金属くずの 保管施設 ※フレコンによる保管	14 m <sup>3</sup> 9 m <sup>3</sup>		1

(以下余白)

## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前物の保管施設	金属くず(切断被覆材)の保管施設 ※ボックスによる保管	14 m <sup>3</sup> 2.5 m <sup>3</sup>	1	千葉県市原市 能満字中原太郎 2080番76
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 ※コンテナによる保管	14 m <sup>3</sup> 8 m <sup>3</sup>	1	
処理後物の保管施設	廃プラスチック類の保管施設 ※コンテナによる保管	115 m <sup>3</sup> 48 m <sup>3</sup>	1	
	紙くずの保管施設 ※コンテナによる保管	14 m <sup>3</sup> 8 m <sup>3</sup>	1	
	木くずの保管施設 ※コンテナによる保管	45 m <sup>3</sup> 16 m <sup>3</sup>	1	
	金属くずの保管施設 ※フレコンによる保管	9 m <sup>3</sup> 4.5 m <sup>3</sup>	1	
	金属くず(切断被覆材)の保管施設 ※ボックスによる保管	12 m <sup>3</sup> 2.5 m <sup>3</sup>	1	
	金属くずの保管施設	57 m <sup>3</sup> 53 m <sup>3</sup>	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 ※コンテナによる保管	16 m <sup>3</sup> 12 m <sup>3</sup>	1	
処理後物(残渣)の保管施設	廃プラスチック類の保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m <sup>3</sup> 4 m <sup>3</sup>	1	
	紙くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m <sup>3</sup> 2 m <sup>3</sup>	1	
	木くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m <sup>3</sup> 4 m <sup>3</sup>	1	
	金属くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m <sup>3</sup> 1 m <sup>3</sup>	1	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m <sup>3</sup> 1 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)